情報コーナー

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会 (執筆担当:ナカライテスク株式会社 岩口 一房)

化学物質に関する法律で平成26年5月から平成26年8月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)関係

1) 監視化学物質の指定を取り消した件

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第4号(官報第6281号:平成26年5月1日)により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条(監視化学物質の指定の取消し)の規定に基づき、次の1物質の「監視化学物質」の指定が取り消されました。

1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン(通し番号5、整理番号(3)-2254)

【製品評価技術基盤機構ホームページ:

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/kanshi_torikeshi20140501.pdf]

2) 新規化学物質の名称の公示に関する告示

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第5号(官報号外第171号:平成26年7月31日)により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同項第5号に該当するものである旨、通知された新規化学物質の名称が公示されました。通し番号6779~7051(273品目)。

【製品評価技術基盤機構ホームページ:

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/shiro 20140731.pdf

2. 薬事法関係

1) 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部 改正

厚生労働省令第68号(官報第6308号:平成26年6月11日)により、第1条(指定薬物)に、8物質が追加、第2条(医療等の用途)に2物質とその用途が追加されました。(施行日:平成26年7月11日)

- ・指定薬物の追加
 - ①N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
 - ②N- (1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1- (5-フルオロペンチル)-1H-インダ ゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
 - ③キノリン-8-イル=1-(4-フルオロベンジル)
 -1H-インドール-3-カルボキシラート及び
 その塩類
 - ④2-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル) エタンアミン及びその塩類
 - ⑤(2,2,3,3,-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)[1-(4,4,4-トリフルオロブチル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類
 - ⑥ N- (1-フェネチルピペリジン-4-イル) -N-フェニルアセトアミド及びその塩類
 - ⑦ 1- (5-フルオロペンチル) -N- (ナフタレン-1-イル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
 - ⑧1-[(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン 及びその塩類
- ・医療等の用途の追加
 - ① N- (1-フェネチルピペリジン-4-イル) -N-フェニルアセトアミド、その塩類及びこれらを含有する物

医療等の用途:学術研究又は試験検査の 用途(ただし、第1号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人の身体に使用する 場合以外の場合に限る。)

②1-[(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン、 その塩類及びこれらを含有する物 医療等の用途:元素又は化合物に化学反 応を起こさせる用途

【厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/ h260611-02.pdf]

2) 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部 改正

厚生労働省令第79号(官報特別号外第10号: 平成26年7月15日)により、第1条(指定薬物)に 次の2物質が追加されました。(施行日:平成26年7月25日)

- ①N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダ ゾール-3-カルボキサミド(通称名: AB - CHMINACA)
- ②メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-イン ダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノ アート(通称名:5-Fluoro-AMB)

【厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/ 0000051227.html

3) 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部 改正

厚生労働省令第100号(官報第6354号:平成26年8月15日)により、第1条(指定薬物)に次の21物質が追加されました。(施行日:平成26年8月25日)

- ①N- (1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1- (5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ②キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ③1-(4-クロロフェニル) プロパン-2-アミン及

びその塩類

- ④4(3,4·ジクロロフェニル)-7·メトキシ-2·メ チル-1,2,3,4·テトラヒドロイソキノリン及び その塩類
- ⑤1-(1,2-ジフェニルエチル) ピペリジン及びそ の塩類
- ⑥1-(3,4・ジメトキシフェニル)-2-(エチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ⑦ナフタレン-1-イル=1-(4-フルオロベンジル)
 -1H-インドール-3-カルボキシラート及びそ
 の塩類
- ⑧ナフタレン-1-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及び その塩類
- ⑨ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-1H-インダ ゾール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ⑩ N- (ナフタレン-1-イル) -1-ペンチル-N- (1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボニル) -1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ①1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル) ヘキサン-1-オン及びその塩類
- ⑫[1-(4フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル](2,2,3,3-テトラメチルシクロプロピル) メタノン及びその塩類
- ③[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ④[1-(5-フルオロペンチル)-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-2-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- (5) 1- (ベンゾフラン-2-イル) -N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑥ 1- (ベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑰[1- (1-メチルアゼパン-3-イル) -1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及び その塩類
- (18)メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-イン

ドール-3-カルボキサミド1-3-メチルブタノ アート及びその塩類

- ⑨1-[1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類
- 201-(4-メトキシフェニル) -2-(ピロリジン-1-イ ル) ヘプタン-1-オン及びその塩類
- ② (2-ヨードフェニル) [1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及び その塩類

【厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/ 0000054670.html

3. 毒物及び劇物取締法関係

1)毒物/劇物の指定、劇物の除外

政令第227号(官報号外第141号:平成26年6月 25日)により、次の物質が毒物/劇物に指定、ま たは劇物から除外されました。(施行日:平成26 年7月1日)

- ・毒物に指定
- ①1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン及びこれを 含有する製剤
- ②クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含 有する製剤
- ・劇物に指定
 - ①ピロカテコール及びこれを含有する製剤
- ・劇物から除外
- ①N-(4-シアノメチルフェニル)-2-イソプロ ピル-5-メチルシクロヘキサンカルボキサ ミド及びこれを含有する製剤
- ② (4Z) -4- ドデセンニトリル及びこれを含有 する製剤

【国立医薬品食品衛生研究所ホームページ: http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/ tuuti/H260625/140625tuuchi.pdf]

4. 麻薬及び向精神薬取締法関係

1) 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神 薬原料を指定する政令の一部改正

政令第248号(官報号外第148号:平成26年7月

2日) により、第1条(麻薬) に次の1物質が追加 されました。

キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル) -1H-インドール-3-カルボキシラート及びそ の塩類

【厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/ 0000049723.html

5. 労働安全衛生法関係

1)新規化学物質の名称の公表に関する告示

厚生労働省告示第271号(官報号外第145号:平 成26年6月27日)により、「届出があった新規化 学物質 | について、その名称が公表されました。 通し番号23146~23389(244品目)。

【官報情報検索サービスホームページ:

https://search.npb.go.jp/kanpou/?uji.verb= text&uji.id=body&uji.bean=jp.go.npb.search. web.date.bean.DateTextBean&productName= 20140627kg001450006&dspPage=6&totalPage =224&type=d&startPage=1

2) 労働安全衛生法施行令の一部改正

厚生労働省政令第288号(官報号外第185号:平 成26年8月20日) により、労働安全衛生法施行令 の一部が改正されました(詳細省略)。(施行日: 平成26年11月1日)

【厚生労働省ホームページ:

http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/ hourei/H140820K0010.pdf

6. 食品衛生法関係

1)食品衛生法施行規則の一部を改正する省令 厚生労働省令第69号(官報号外第136号:平成 26年6月18日) により、食品衛生法第10条の規定 に基づき、食品衛生法施行規則別表第1(人の健 康を損なうおそれのない添加物)に、次の3物質 が追加されました。(施行日:平成26年6月18日)

- ①アドバンテーム
- ②β-アポ-8'-カロテナール
- ③ポリビニルピロリドン

【厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000048341.pdf]

2) 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省令第97号(官報号外第177号:平成26年8月8日)により、食品衛生法第10条の規定に基づき、別表第1(人の健康を損なうおそれのない添加物)に、次の1物質が追加されました。(施行日:平成26年8月8日)

グルタミルバリルグリシン

【日本食品化学研究振興財団ホームページ:

http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/ab440e922b7f68e2492565a700176026/983e74aff 404ed5649257d2e00212b8c?OpenDocument]